

アイリス事件簿（ニュース）！！

最近書店で何気なく手に取って買った本は、日本文学の代表作の一つ、太宰治の「人間失格」。60年以上も前に書かれたとは全く感じず、吸い込まれるように一気に読破しました。若い方の反響も大きく、また、もうすぐ映画も公開されるとのこと。閉塞感漂うと言われて久しいこのご時世の中で、何かが共感を呼んでいるのでしょうか？時代を超えて読まれている文学は、普遍の真理を訴えかけてきて胸に迫るものがあると感じた次第です。（山根）



今月のピックアップ ～ 派遣法改正へ向け審議会報告書答申 ～

昨年12月28日、労働政策審議会は、派遣法改正へ向けた報告書を長妻厚労相へ答申しました。答申の概要は、①登録型（一般）派遣は、いわゆる専門性の認められる26業種（ソフトウェア開発、事務用機器操作等）を除き、禁止する②製造業務の派遣は、常用型派遣（1年を超えて引き続き雇用の見込みのある派遣）を除き、禁止する③日雇い派遣（労働契約期間が2か月以内）は、日雇い派遣が常態となっている専門性の高い業務を除き、禁止する④派遣労働者と同種の業務に従事する派遣先労働者との賃金等の均等待遇⑤派遣開始、派遣料金改定時に派遣労働者に派遣料金を明示⑥偽装請負等違法派遣が発覚した場合、派遣先による派遣労働者に対する労働契約の申し込みがあるとみなす旨の規定設ける⑦法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記⑧法律の施行日は、原則公布の日から6か月以内だが、登録型、製造業派遣禁止については、公布の日から3年以内とする⑨登録型派遣の原則禁止については、問題が少なく、ニーズもある業務への労働者派遣については、⑧の施行日から更に2年の猶予期間（つまり5年）を設ける、というものです。

偽装請負摘発キャンペーン、日雇い派遣専門会社による賃金のデータ整備費等名目による天引き問題、秋葉原事件、製造派遣の受け入れ期間に関する2009年問題、リーマンショック後の派遣切り、派遣村等々。ここ数年、派遣という制度、働き方に対する厳しい風当たりが続きましたが、今回の答申は、その中間地点とも言えます。ただ私見なのですが、当初厳しく製造派遣禁止が叫ばれていたわりには、今回の答申はトーンダウンしているように考えます。それは、製造派遣でも「常用雇用型」の派遣は、例外として認めるという流れに変わったという点に象徴されます。つまり、現行の一般派遣（登録型）派遣であっても、1年を超えて引き続き雇用の見込みがあれば、「常用雇用型」となり、最長3年という期間限定ですが、製造派遣が可能なのです。そして、3か月クーリング期間を設け、また派遣先で派遣労働の需要が出てくれば、仮に同じ部署でも派遣の受け入れは可能となります。この点は、営業職、販売職等いわゆる自由化業務でも同じ扱いとなります。この答申を受け、今国会で派遣法改正の審議が始まります。当法人もこの動向に関する情報発信を今後も行います（角野）。

《アイリス一口情報》電子マネー、ペーパーレスという名の元に書類の電子化、そして電子書籍…等々、電子化の流れが進んでいますが、遺言の電子化はいかがでしょうか？その名の商品は、e-遺言。この度、このe-遺言を使えるコードを入手しましたので、是非多くの方にお使いいただきたく思っております。別紙に詳細を載せておりますので、ご覧いただきどうぞお試し下さいませ。

アイリス行政書士法人 TEL 06-6889-6018 FAX 06-6889-6048
〒532-0011 大阪市淀川区西中島5丁目13番24号 アンシャンテ新大阪503号
info@iris-gyosei.com http://www.iris-gyosei.com

少し先ですが、シングルマザーの方
向けのセミナーを開催することにな
りました。日時は、
5月29日(土)午後より梅田
で開催します。セミナーというより、
お茶会のようなリラックス
した雰囲気の中で
進めたいと思っています。
(山根)



大切なメッセージを愛する家族のために伝えたい・・・

e 遺言は、人生のタイムカプセルです

e 遺言

検索



<http://www.eyuigon.com> にアクセスして下さい

登録料(1,050 円)と月会費(315 円)でご利用できます

新規申込み

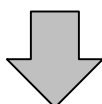
のボタンをクリックして、

選択 B

からお進み下さい

私どもは、電子遺言バンク「e遺言」の紹介パートナーです

紹介コード 93731733 を入力します



登録料 (1,050 円) が免除されます

是非、私どもの特典をご利用下さい。

e-遺言は・・・

財産目録や交友記録を整理出来ます。また
自分史やご家族へメッセージを残せます。
写真や音声として残すことも出来ます。



私どもは、あなたの身近な法律家として強い味方となります。お気軽にご相談下さい。

アイリス行政書士法人

代表行政書士 角野 浩

行政書士 山根 浩子

TEL 06-6889-6018

FAX 06-6889-6048

大阪市淀川区西中島5-13-24-503

新大阪駅より徒歩3分 ワシントンホテル近く

アイリス行政書士法人 ←検索

